

草津市医師意見書作成料還付フロー

(草津市民向けの制度であり、他市の方は対象外です。)

還付内容

草津市民が、病児保育室「陽だまり」を利用するために、かかりつけ医に作成してもらった医師意見書の作成料について、一定の条件を満たせば還付を受けられます。

＜還付の条件＞

- (1)「陽だまり」を利用した場合
- (2)「陽だまり」を予約し、利用できなかったのが、次のいずれかの理由の場合

- ①満室による断り
- ②家庭で看られるようになった(休暇取得、祖父母が看病等)
- ③病状軽快(保育所、学校に行けるほど回復)
- ④病状悪化(病児保育できない状態)

※陽だまりに予約の連絡をしていることが必要です。

注意!

仮予約等の連絡がない、無断キャンセル、満室の場合のキャンセル待ち予約をしていない等は、請求できません。

必要書類等

かかりつけ医で支払った医師意見書作成料の領収書

還付場所・時間

病児保育室「陽だまり」 8時～17時(月～土)

※土曜日は隣接の「託児所とっと」にて返金

期限

意見書発行後2週間まで

手続き

【保育室退室時】または【後日】

- ①医師意見書作成料の領収書を提示する。
- ②還付金を受け取り、それを証するため、領収書に署名し、写しを受け取る。